

奈良県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西室土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年六月七日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡本 雅照	葛城市西室一八一三
〃	前田 七三	〃 四二
〃	保川 充	〃 二九一四
〃	谷村 康夫	〃 二八
〃	吉川 健一	〃 一〇七
監事	岡本 義弘	〃 四三
〃	澤井 勝彦	〃 五七一五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	保川 充	葛城市西室二九一四
〃	谷村 康夫	〃 二八
〃	吉川 健一	〃 一〇七
〃	生野 吉秀	〃 七一七
〃	澤井 勝彦	〃 五七一五
監事	高橋 生祝	〃 九一
〃	川井 郎	〃 一三八一